

政府管掌健康保険の事業運営状況

1. 適用の適正化

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
適用事業所数 (単位:所)	1,522,868 (▲1.2%)	1,496,270 (▲1.7%)	1,488,205 (▲0.5%)	1,498,226 (0.7%)	1,515,290 (1.1%)
被保険者数 (単位:人)	19,124,131 (▲1.7%)	18,811,690 (▲1.6%)	18,815,485 (0.0%)	18,930,749 (0.6%)	19,156,318 (1.2%)

(注1)各計数は、年度末現在。

(注2)括弧内は、対前年度伸び率。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新適事業所数 (単位:所)	55,208 (▲6.0%)	50,880 (▲7.8%)	52,738 (3.7%)	57,945 (9.9%)	65,010 (12.2%)
全喪事業所数 (単位:所)	73,514 (11.6%)	75,537 (2.8%)	58,985 (▲21.9%)	43,915 (▲25.5%)	43,789 (▲0.3%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

(1) 平成18年度における適用事業所の事業所調査

① 事業所調査の重点化実施

- ・ 労働者派遣業等の業種や短時間就労者等を多く使用する事業所を重点的調査対象の事業所とする。（選定する業種等は、昨今の会計検査院の実施検査における指摘事項等を踏まえて選定。選定業種：派遣業、卸売業・小売業、飲食業、サービス業等）

② 数値目標の設定

- ・ 事業所調査件数は、全事業所の4分の1以上とする。

③ 効果件数の把握

- ・ 短時間労働者や労働者派遣を受けている事業所の実態把握及び調査結果による資格関係の効果件数を毎月報告することとし、調査対象事業所の効果的・効果的選定を実施

〈参考〉調査官総合調査件数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
調査事業所数 (単位:所)	344,175 (▲4.7%)	329,570 (▲4.2%)	307,576 (▲6.7%)	329,464 (7.1%)	376,818 (14.4%)

(注)括弧内は、対前年度伸び率。

(2) 適用対策に係る関係省庁との連携

- ① 公共職業安定所との求人を行う事業所に関する連携
- ② 都道府県労働局との労働者派遣を行う事業所に関する連携(検討中)
- ③ 地方運輸局との貨物自動車運送事業者及び旅客自動車運送事業者に関する連携

(3) 平成18年度における未適用事業所の適用促進

- ① 職権による適用の徹底〔17年度の実施状況については、別添1参照〕
 - ・ 職権による適用を行うべき事業所を、20人程度以上から15人程度以上に拡大。
 - ・ 地方社会保険事務局から、17年度末時点で未適用となっている15人以上の事業所に対する具体的な取組計画を聴取。
- ② 市場化テスト事業の実施〔17年度の事業実績等については、別添2参照〕
 - ・ 市場化テスト事業（未適用事業所に対する適用促進事業）を、5箇所から104箇所の社会保険事務所へ拡大。
 - ・ 19年度からは、全312箇所の社会保険事務所で民間委託を予定。

平成17年度 未適用事業所に対する適用促進の実施状況について

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 264,766 事業所 【※市場化テスト対象事務所分(別掲)は注2参照。以下同じ。】
 ○ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 124,510 事業所 【※】

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指導結果			
		適用に結びついた事業所数	適用に至っていない事業所数	適用済であった事業所数	適用対象外等事業所数
文書加入指導	125,757	2,505	96,598	10,290	16,364
巡回説明【※】	67,239	1,774	32,091	4,583	28,791
呼出加入指導	8,563	332	7,658	102	471
戸別訪問等加入指導	4,013	239	3,294	67	413
職権適用	(事業所数) 11	(被保険者数) 81			

3 適用に至っていない事業所数(平成18年3月末現在)

事業所数	従業員規模					*()は構成割合
	5人未満	5人~9人	10人~14人	15人~19人	20人以上	
63,539	47,362 (74.5%)	11,721 (18.5%)	2,677 (4.2%)	884 (1.4%)	895 (1.4%)	

* 上記の事業所数は、平成17年度以前の適用促進事業の結果、適用に至っていない事業所として把握したものを含む。

(注1) 上記は、市場化テストの対象となっている5社会保険事務所を除く、307社会保険事務所の状況を集計したもの。

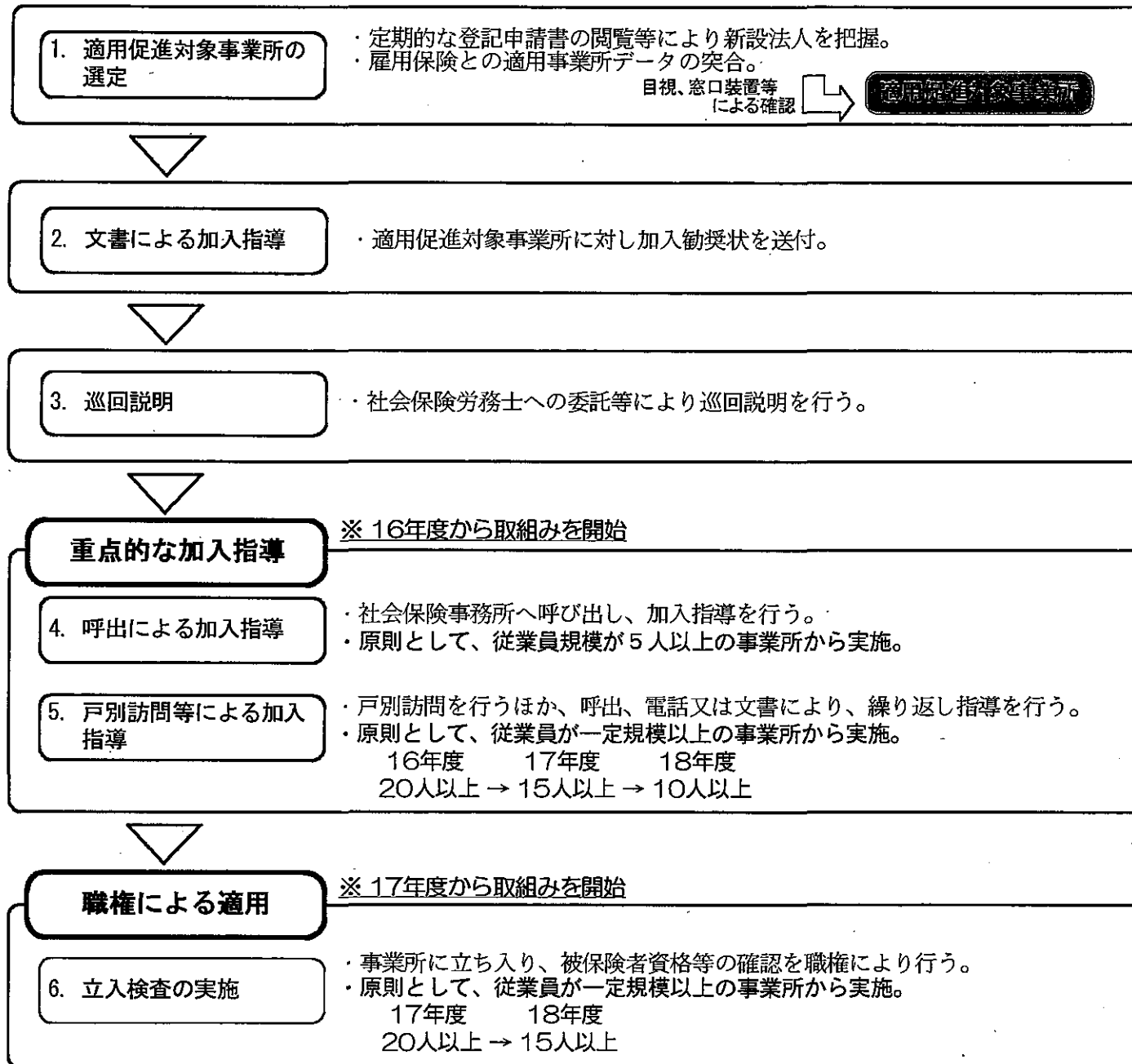
(注2) 市場化テストの対象となっている5社会保険事務所の実施状況の概要。

- ① 適用促進対象事業所の選定の実施状況
 ・ 対象事業所数 5,795事業所
 ・ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 4,039事業所

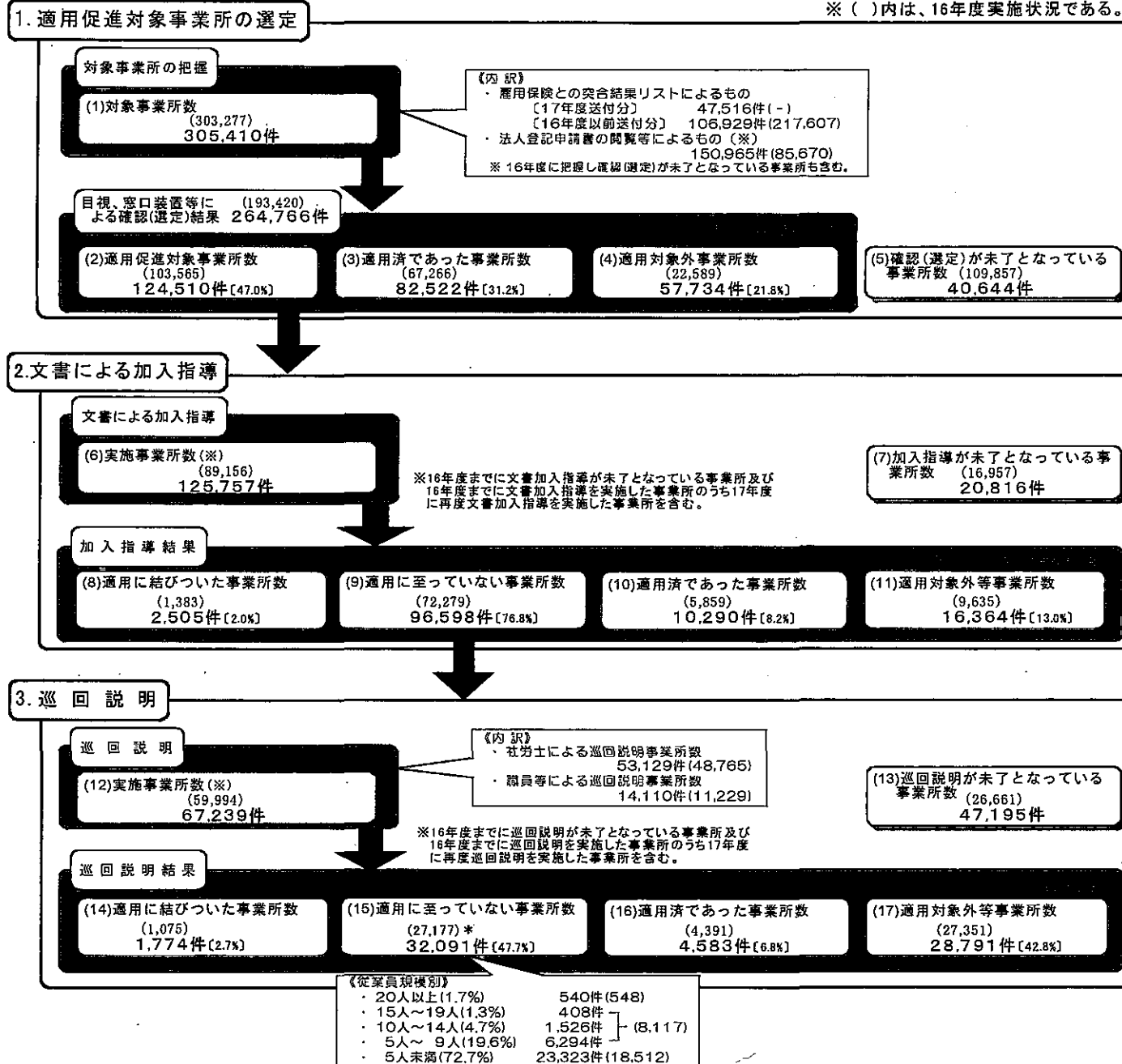
② 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

巡回説明	(実施事業所数) 2,367	(適用に結びついた事業所数) 223	(適用に至っていない事業所数) 888	(適用済等であった事業所数) 1,256
------	-------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------

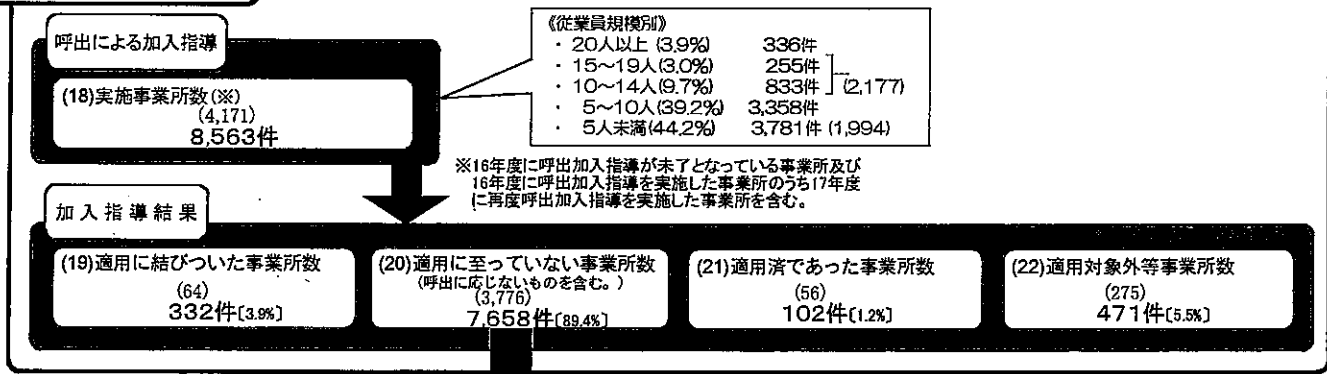
未適用事業所に対する適用促進の流れ



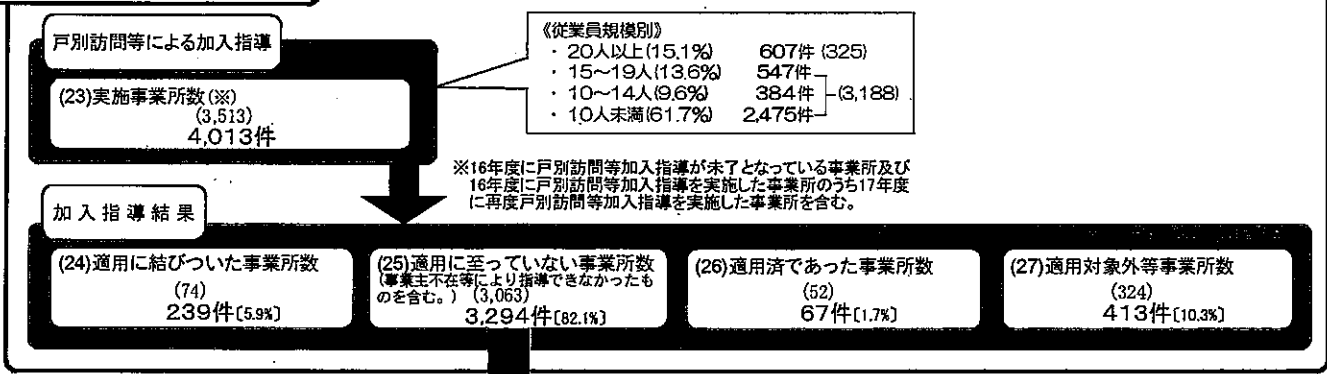
未適用事業所に対する適用促進の実施状況の詳細



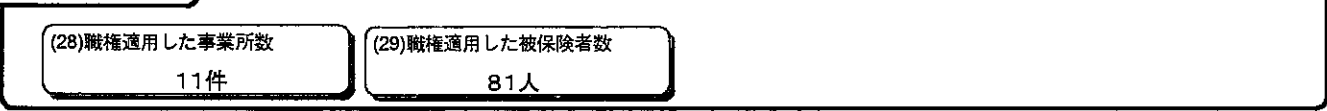
4. 呼出による加入指導



5. 戸別訪問等による加入指導



6. 職権による適用



(※注) 平成16年度の適用促進事業の巡回説明の結果、適用に至っていない事業所(27,177件)に対する16年度及び17年度の適用促進の取り組み状況のフォローアップ結果は、以下のとおり。

- ・ 呼出加入指導の実施事業所数 5,621件
- ・ 戸別訪問等加入指導の実施事業所数 2,073件
- ・ 職権適用した事業所数 6件
- ・ 適用に至った事業所数 1,801件

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進業務
(市場化テストモデル事業)

【平成17年度事業実績】

○ 受託者等

東京地区 受託者：東京都社会保険労務士会（昭和53年11月設立） 代表者：会長 金田 修
所在地：東京都新宿区新小川町8-9
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体

福岡地区 受託者：(株)アイ・シー・アール（昭和57年5月設立） 代表者：代表取締役 今井 重好
所在地：愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階
強制執行の立ち会い、現地調査を行っている企業

○ 要求水準

巡回説明を実施した未適用事業所数が、
東京地区 269事業所
福岡地区 290事業所
を上回ること。

○ 要求水準の達成状況

東京地区 1,845事業所に対し巡回説明を行った結果、
802事業所が未適用事業所であった。
(うち194事業所(1,166人)を適用)
福岡地区 522事業所に対し巡回説明を行った結果、
309事業所が未適用事業所であった。
(うち29事業所(138人)を適用)

○ 受託者に支払った委託費

東京地区 1,705,811円
福岡地区 4,628,002円

○ 受託者が実際に要した費用

東京地区 4,550,095円
福岡地区 3,688,310円

【平成18年度事業】

○ 対象地区（13地区 104社会保険事務所）

- | | | | |
|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 1. 北海道地区（4社保） | 2. 宮城地区（4社保） | 3. 埼玉地区（5社保） | 4. 千葉地区（4社保） |
| 5. 東京地区（26社保） | 6. 神奈川地区（7社保） | 7. 静岡地区（4社保） | 8. 愛知地区（8社保） |
| 9. 京都地区（5社保） | 10. 大阪地区（14社保） | 11. 兵庫地区（8社保） | 12. 広島地区（6社保） |
| 13. 福岡地区（9社保） | | | |

○ 受託者

地区	受託者	所在地	代表者
北海道地区	キャリアバンク(株)	北海道札幌市中央区	代表取締役 佐藤 良雄
宮城地区	宮城県社会保険労務士会	宮城県仙台市青葉区	会長 長瀬 里志
埼玉地区	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区	代表取締役 今井 重好
千葉地区	千葉県社会保険労務士会	千葉県千葉市中央区	会長 上吉 司郎
東京地区	東京都社会保険労務士会	東京都新宿区	会長 金田 修
神奈川地区	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区	代表取締役 今井 重好
静岡地区	静岡県社会保険労務士会	静岡県静岡市葵区	会長 海野 要三
愛知地区	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区	代表取締役 今井 重好
京都地区	京都府社会保険労務士会	京都府京都市上京区	会長 堀谷 義明
大阪地区	大阪府社会保険労務士会	大阪府大阪市北区	会長 岡西 豊博
兵庫地区	兵庫県社会保険労務士会	兵庫県神戸市中央区	会長 吉田 義尊
広島地区	広島県社会保険労務士会	広島県広島市中区	会長 守屋 薫
福岡地区	(株)アイ・シー・アール	愛知県名古屋市千種区	代表取締役 今井 重好

- キャリアバンク(株)（昭和62年11月設立）
人材派遣、再就職支援等を行っている企業
- 都道府県社会保険労務士会（昭和53年9月～11月設立）
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体
- (株)アイ・シー・アール（昭和57年5月設立）
強制執行の立ち会い、現地調査等を行っている企業

(4) 社会保険における電子申請の利用促進について

- 政府全体における電子申請の利用促進については、本年1月に決定されたIT新改革戦略において平成22年度までにオンライン利用率50%以上を目標。
- これを踏まえ、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成18年度からの3ヶ年計画)において、年間申請件数10万件以上であるオンライン利用促進対象手続(37手続)ごとに利用促進策及び目標を設定。
- 特に、事業主が反復継続して行う手続や届出契機が同一の手続について、利用促進に重点的に取り組む方針。

<利用促進重点施策>

① 社会保険労務士代行申請時の事業主認証の追加

磁気媒体届書作成プログラムを利用した資格取得届、資格喪失届、算定基礎届、月額変更届、賞与支払届及び厚生年金保険被保険者住所変更届の6手続について、社会保険労務士が代行申請する際には、事業主の電子証明書に代えて、あらかじめ社会保険事務所及び地方社会保険事務局事務所が発行する「識別番号・暗証番号(ID・パスワード)」による認証方式にて申請することを可能とする。

紙による届出	電子申請
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業主の自署等</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社労士の記名・押印</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業主の電子証明書</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社労士の電子証明書</div> </div>
	<p>(平成18年6月～)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業主のIDパスワード</div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社労士の電子証明書</div> </div>

② 磁気媒体による届出から電子申請による届出への移行

磁気媒体届書作成プログラムによる適用関係6手続について、磁気媒体(FD、MO及びMT)の窓口への持参又は郵送による届出から電子申請による届出への移行を促進する。

2. 保険料収入の確保

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
徴収決定済額 (単位:億円)	64,222	62,453	65,529	66,220	67,091
現年度分	62,548	60,661	63,775	64,666	65,700
過年度分	1,674	1,792	1,753	1,554	1,390
収納済額 (単位:億円)	62,208	60,470	63,741	64,619	65,677
現年度分	61,808	60,038	63,325	64,268	65,361
過年度分	399	433	416	352	316
保険料収納率 (単位:%)	96.9	96.8	97.3	97.6	97.9
現年度分	98.8	99.0	99.3	99.4	99.5
過年度分	23.8	24.1	23.7	22.6	22.7

(注1)徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2)保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

保険料の徴収対策

(1) 納期内納入の励行指導

- ① 保険料の納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対して口座振替による保険料納付の促進。

〈参考〉口座振替実施率の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
口座振替実施率	83.4%	81.6%	81.3%	85.7%	85.5%

- ② 納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、納期内納入についての励行指導。

(2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- ① 保険料滞納の発生防止のための速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、不渡りや倒産に関する情報の早期把握、財産調査の徹底など、確実な滞納処分の実施。

〈参考〉差押え事業所数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
差押え事業所数 (単位:所)	(19,715) —	(20,474) —	(17,630) —	(17,223) 13,132	13,631

(注) 差押えをした実事業所数を計上。なお、16年度以前の()は、差押えをした延べ事業所数である。

- ② 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等について、地方社会保険事務局と社会保険事務所が一体となった効果的かつ効率的な対策の実施。

〈参考〉滞納事業所数の推移

	平成14年5月末	平成15年5月末	平成16年5月末	平成17年5月末	平成18年5月末
滞納事業所数 (単位:所)	140,421	138,270	127,442	113,777	105,545

(注) 各年の5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部を、社会保険オンラインシステム上で未納となっている事業所数を集計したものである。

(3) 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

① 現状

- 社会保険と労働保険の保険料徴収事務を一元的に処理するため、全国の社会保険事務所に「社会保険・労働保険徴収事務センター」を設置

徴収事務センターの実施事務	平成17年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付 社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書を受け付ける。 	(年度更新申告書受付) 2,462件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料及び労働保険料をいずれも滞納している事業所(共通滞納事業所)の滞納整理の実施 共通滞納事業所の保険料の納付督促を共同で実施し、差押えなどの滞納処分については、社会保険の職員が労働保険についても実施する。 	(共通滞納事業所数) 2,761事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同実施 徴収や適用の適正化のための社会保険の調査官総合調査及び労働保険の算定基礎調査を共同で実施する。 	(共同調査事業所数) 1,385事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所説明会の開催 社会保険の算定基礎届説明会(毎年6月)及び労働保険の年度更新説明会(毎年3~4月)を開催し、あわせて両保険の適用勧奨、制度改正周知などを実施する。 	

② 今後の予定

- 平成18年10月から、次の事務を実施予定。
 - ・ 徴収事務センターの窓口で受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
 - ・ 共通滞納事業所の滞納整理(納付督促及び滞納処分)について、社会保険職員が労働保険料についても実施
 - ・ 共通の調査対象事業所に対する賃金・保険料額に関する調査について、労働保険職員が社会保険分についても実施
 - ・ 事業所説明会の開催時期の統一(労働保険の年度更新説明会開催時期に統一)

3. 医療費の適正化

(1) レセプト点検調査

- 平成17年度においては、引き続き、レセプト情報管理システムを活用し縦覧点検を中心とした内容点検調査を効率的かつ効果的に実施し、その結果、内容点検調査における過誤調整の件数については12.8%、金額については10.0%対前年度に比べて増加した。

また、本年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像及びレセプトの基本情報の受け入れを開始し、現在行っているレセプトの磁気媒体への収録経費の削減を図るとともに、これにより傷病名の収録も可能となることから、傷病名によるレセプトの抽出を可能とし、レセプト点検調査の充実を図ることとしている。

※「平成17年度のレセプト点検調査の状況」及び、「レセプト画像及びレセプトの基本情報の受け入れ」については次頁以降を参照。

(2) 診療報酬明細書等の開示

- 平成17年4月施行の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等を踏まえ「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に基づき実施

※「平成17年度の診療報酬明細書等の開示状況」については20頁を参照。

政府管掌健康保険におけるレセプト点検調査の現状

社会保険事務局事務センターにおいて、医療給付費の返還又は診療報酬請求額の調整を求めたレセプト件数及び金額

(単位:千件・百万円)

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
レセプト総件数(一般分)・医療給付費 (単位:千件・億円)		320,707 (2.6%)	37,634 (1.1%)	321,899 (0.4%)	36,331 (▲3.5%)	319,000 (▲0.9%)	33,625 (▲7.4%)	323,676 (1.5%)	33,754 (0.4%)	341,511 (5.5%)	35,173 (4.2%)
政管健保一般分	資格点検	3,502 (3.0%)	53,465 (0.4%)	3,485 (▲0.5%)	49,558 (▲7.3%)	3,469 (▲0.5%)	46,327 (▲6.5%)	3,705 (6.8%)	47,458 (2.4%)	3,092 (▲16.5%)	41,108 (▲13.4%)
	外傷点検	228 (0.0%)	12,290 (▲1.9%)	220 (▲3.5%)	12,480 (1.5%)	229 (4.1%)	11,447 (▲8.3%)	205 (▲10.5%)	9,703 (▲15.2%)	187 (▲8.8%)	8,876 (▲8.5%)
	内容点検	901 (▲6.0%)	8,473 (▲2.2%)	908 (0.8%)	12,549 (48.1%)	905 (▲0.3%)	12,791 (1.9%)	1,084 (19.8%)	14,017 (9.6%)	1,222 (12.7%)	15,424 (10.0%)
	計	4,631 (1.0%)	74,228 (▲0.3%)	4,613 (▲0.4%)	74,587 (0.5%)	4,603 (▲0.2%)	70,565 (▲5.4%)	4,994 (8.5%)	71,178 (0.9%)	4,501 (▲9.9%)	65,408 (▲8.1%)

(注1) 括弧内は、対前年度伸び率

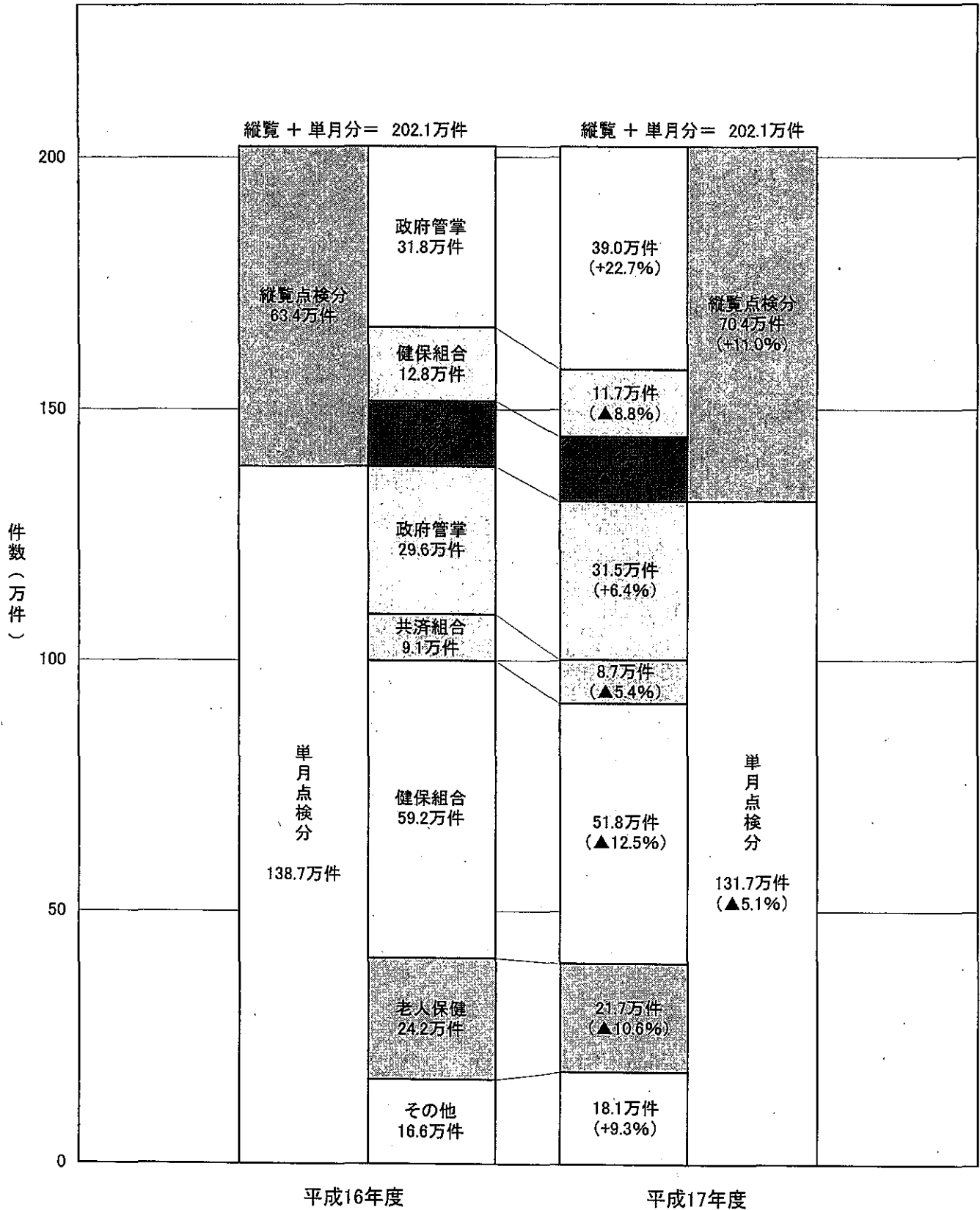
〈参考〉

		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
老人分	資格点検	675	27,542	636	25,280	648	24,861	591	22,838	463	18,853
	内容・外傷	406	3,826	355	3,546	364	4,884	339	4,799	312	4,086
	計	1,081	31,368	991	28,826	1,012	29,745	930	27,637	775	22,939

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定件数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成17年4月審査分～平成18年3月審査分



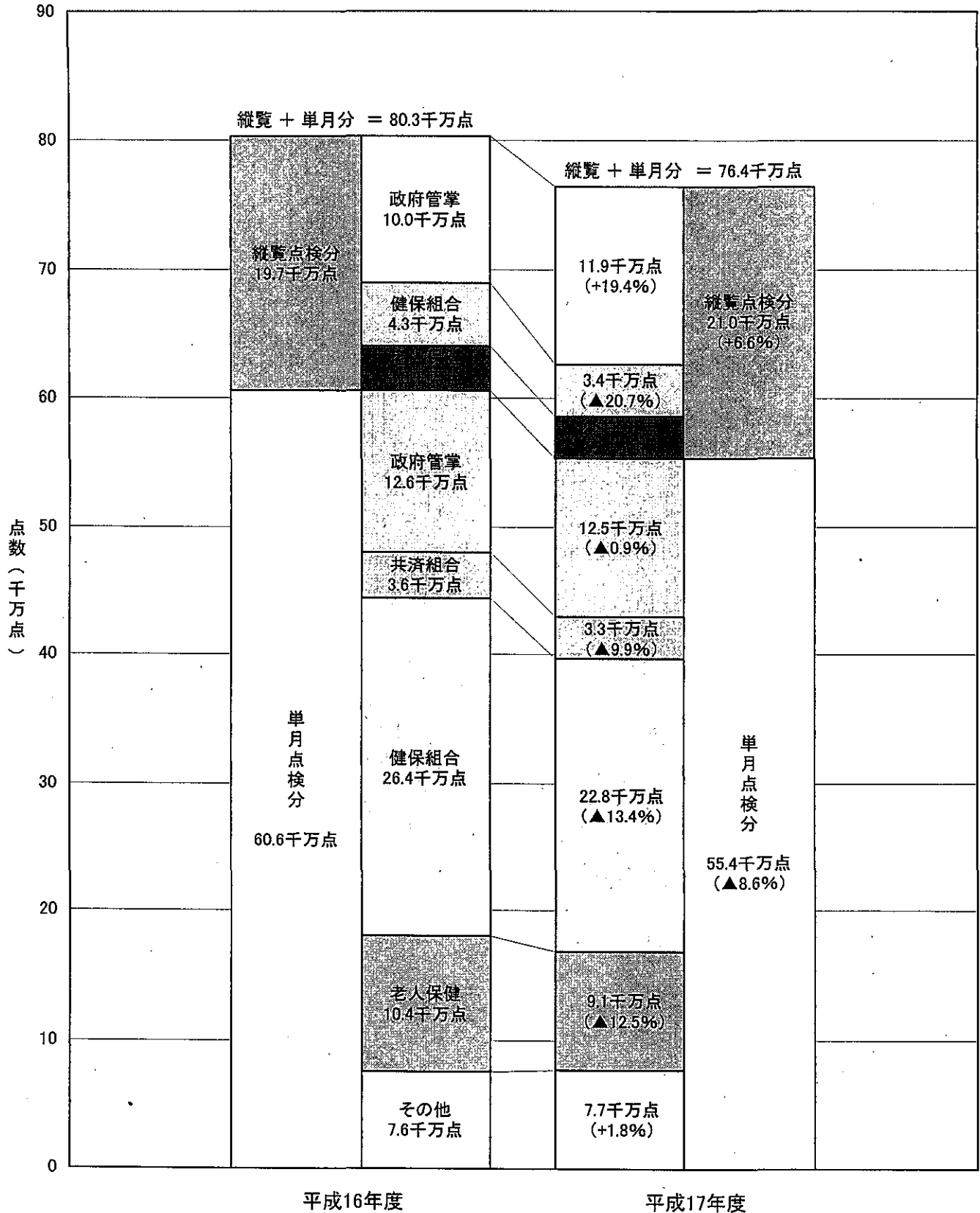
注1 :平成17年度の()内の数値は、平成16年度に対する伸び率である。
 2 :「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

出典:平成18年6月 第711回 支払基金理事会資料より

縦覧/単月点検別・管掌別再審査査定点数の比較(対前年度比)

(医科歯科計, 保険者請求分)

平成17年4月審査分～平成18年3月審査分



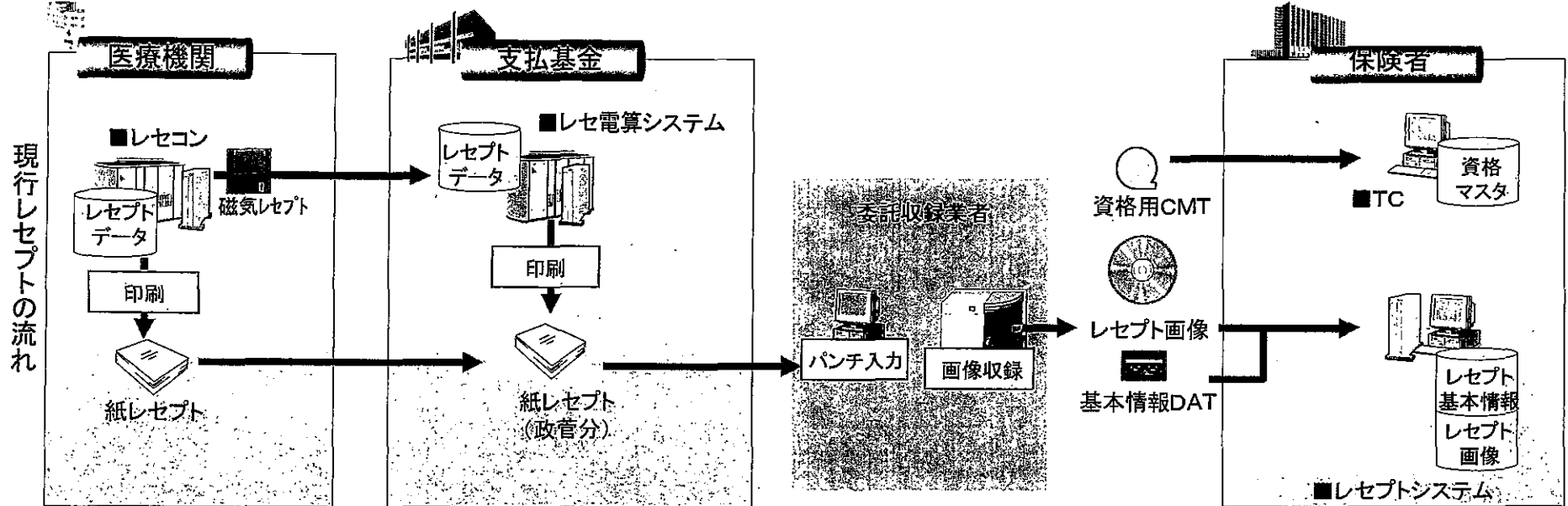
注1:平成17年度の()内の数値は、平成16年度に対する伸び率である。

注2:「その他」の数値は、船員保険及びその他各法の数値である。

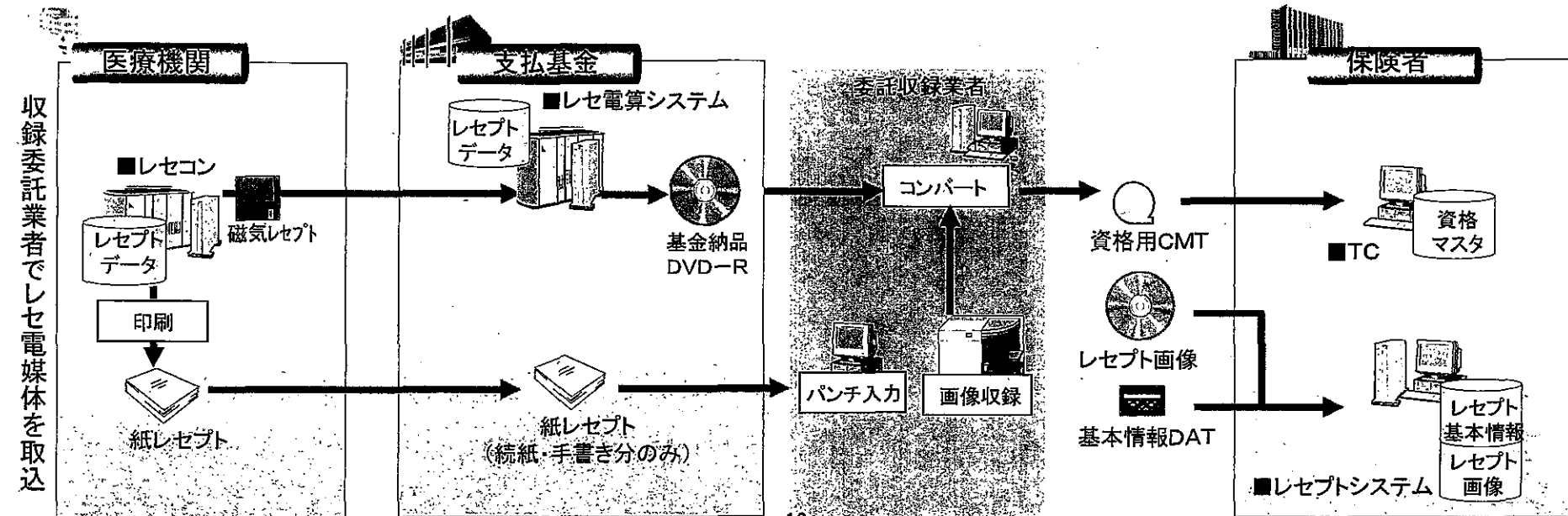
出典:平成18年6月 第711回 支払基金理事会資料より

支払基金からのデータ提供の流れ

< 現行 >



< レセ電媒体を受け入れた場合 >



レセプト開示実施状況 (本人分)

(平成17年4月～18年3月請求)

都道府県	請求者数	請求枚数	開示	部分開示	不開示	不存在
北海道	28	292	274	0	0	18
青森県	5	36	34	0	0	2
岩手県	1	15	15	0	0	0
宮城県	14	67	67	0	0	0
秋田県	1	75	73	0	0	2
山形県	1	50	50	0	0	0
福島県	6	91	91	0	0	0
茨城県	7	38	38	0	0	0
栃木県	6	82	65	0	0	17
群馬県	6	79	79	0	0	0
埼玉県	6	83	81	0	0	2
千葉県	3	126	126	0	0	0
東京都	97	1,500	1,174	0	0	326
神奈川県	16	197	152	0	45	0
新潟県	2	12	12	0	0	0
富山県	1	5	5	0	0	0
石川県	4	24	24	0	0	0
福井県	1	11	11	0	0	0
山梨県	4	46	45	0	0	1
長野県	6	55	55	0	0	0
岐阜県	4	7	7	0	0	0
静岡県	13	83	83	0	0	0
愛知県	20	333	320	0	0	13
三重県	22	301	127	0	0	174
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	11	422	422	0	0	0
大阪府	52	628	540	0	0	88
兵庫県	38	279	277	0	0	2
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	12	12	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	2	51	51	0	0	0
岡山県	20	671	144	0	0	527
広島県	15	254	248	0	0	6
山口県	3	12	12	0	0	0
徳島県	2	13	13	0	0	0
香川県	5	22	22	0	0	0
愛媛県	8	169	165	0	0	4
高知県	3	35	32	0	0	3
福岡県	8	54	54	0	0	0
佐賀県	1	9	9	0	0	0
長崎県	6	79	54	0	8	17
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	3	7	7	0	0	0
宮崎県	4	21	21	0	0	0
鹿児島県	4	235	113	0	0	122
沖縄県	2	18	13	0	0	5
合計	464	6,599	5,217	0	53	1,329

レセプト開示実施状況 (遺族分)

(平成17年4月～18年3月請求)

都道府県	依頼者数	依頼枚数	開示	部分開示	不開示	不存在
北海道	2	26	25	0	0	1
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	4	276	59	0	0	217
群馬県	1	1	1	0	0	0
埼玉県	4	48	13	0	0	35
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	9	68	67	0	0	1
神奈川県	4	26	26	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	4	9	9	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	1	1	1	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0
愛知県	1	2	2	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	1	2	2	0	0	0
大阪府	5	12	12	0	0	0
兵庫県	2	47	47	0	0	0
奈良県	1	24	24	0	0	0
和歌山県	1	18	18	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	1	4	4	0	0	0
岡山県	2	83	55	0	0	28
広島県	2	195	161	0	0	34
山口県	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	3	33	33	0	0	0
佐賀県	1	46	46	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	2	12	12	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0
合計	51	933	617	0	0	316

4. 保健事業

(1) 生活習慣病予防健診

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
検 査 費 (単位：億円)	559 (2.0%)	450 (▲19.5%)	434 (▲3.6%)	414 (▲4.8%)	411 (▲0.7%)
一般健診実施者数 (単位：千人)	3,196 (0.9%)	3,231 (1.1%)	3,137 (▲2.9%)	3,479 (10.9%)	3,686 (5.9%)

(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事後指導実施者数 (単位：千人)	432	448	451	502	582

- 本年6月に可決・成立した「医療制度改革法」においては、医療費適正化の総合的な推進が柱とされ、平成20年度から保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群）」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられることとされた。

このような状況を踏まえ、健診予算額の増、健診単価の見直し等により健診実施率の向上及び事後指導の充実を図ることとしている。

(2) 健康づくり事業

- 一次予防を中心とした健康づくり事業の推進 [平成15年4月～]
 - 生活習慣病の予備軍及びその治療を行っている者に対して、厚生労働省指定運動療法施設において、保健師、健康運動指導士による運動等の生活習慣改善のためのプログラムの作成及び1ヶ月1回程度のフォローアップを原則6ヶ月間にわたり行う。事業の実施に当たっては、必要に応じて健康スポーツ医等の助言を得るよう、医療機関と提携。

一次予防を中心とした健康づくり事業の実施状況

(件)

	健診結果等に基づく実践者		療養計画書に基づく実践者		合 計	
	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ	プログラム作成	フォローアップ
平成15年度	127,253	561,125	63	98	127,316	561,223
平成16年度	167,951	772,899	115	137	168,066	773,036
平成17年度	29,481	354,930	49	107	29,530	355,037

- 平成17年度からは、健康保険料財源のみによる事業実施としたことから、対象者については、政府管掌健康保険の加入者を中心とするなど、絞込を行った。

政管健保生活習慣病予防健診の 年度別・都道府県別受診状況(40歳以上)

(単位:%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度		平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道	26.1	27.0	27.6	滋賀	31.8	33.9	35.0
青森	26.5	27.2	29.1	京都	29.7	32.3	34.5
岩手	22.3	24.2	25.9	大阪	13.3	14.9	16.4
宮城	37.3	39.8	41.6	兵庫	21.3	22.9	25.7
秋田	30.0	32.4	33.1	奈良	25.5	28.4	29.6
山形	32.3	36.9	38.1	和歌山	25.6	28.8	31.5
福島	30.1	32.9	34.5	鳥取	18.7	21.1	25.1
茨城	22.8	24.1	26.3	島根	36.5	41.4	43.8
栃木	20.6	22.3	23.5	岡山	25.4	29.3	30.6
群馬	22.8	26.3	28.3	広島	28.5	32.3	32.8
埼玉	19.9	20.9	22.8	山口	28.7	32.1	33.4
千葉	20.9	23.5	23.7	徳島	23.3	28.5	29.8
東京	21.0	22.8	25.1	香川	28.4	31.0	32.7
神奈川	25.7	27.5	28.3	愛媛	26.0	29.2	30.8
新潟	37.2	39.6	42.6	高知	36.8	42.8	44.3
富山	29.8	31.1	34.3	福岡	26.6	29.0	30.0
石川	25.8	28.0	30.6	佐賀	31.3	34.2	35.3
福井	25.6	25.9	28.2	長崎	26.0	31.4	32.5
山梨	35.5	38.8	42.1	熊本	35.4	40.5	41.5
長野	22.1	25.5	26.3	大分	37.2	42.0	43.8
岐阜	24.0	25.2	28.0	宮崎	30.7	34.2	35.2
静岡	22.7	26.3	27.7	鹿児島	17.6	22.6	25.9
愛知	21.4	23.7	24.9	沖縄	35.0	41.3	42.4
三重	37.3	39.7	41.1	合計	25.2	27.7	29.3

注) 受診率=40歳以上の健診受診者数/40歳以上の被保険者数

(財)社会保険健康事業財団の都道府県別保健師活動状況(H17年度)

都道府県	保健師数				事後指導実績			
	支部保健師	嘱託保健師	健康指導保健師	計	個別相談	集団学習	計	
1	北海道	2	10	3	15	15,272	326	15,598
2	青森	2	4	7	13	12,073	62	12,135
3	岩手	1	5	6	12	9,986	462	10,448
4	宮城	2	3	15	20	11,984	1,077	13,061
5	秋田	1	5	8	14	9,714	1,018	10,732
6	山形	1	3	13	17	10,518	574	11,092
7	福島	2	14	8	24	23,208	2,078	25,286
8	茨城	1	2	11	14	8,113	212	8,325
9	栃木	1	4	5	10	8,252	439	8,691
10	群馬	1	2	11	14	7,362	1,263	8,625
11	埼玉	2	1	14	17	9,866	727	10,593
12	千葉	2	2	15	19	16,655	954	17,609
13	東京	2	6	22	30	18,437	177	18,614
14	神奈川	2	5	11	18	15,469	563	16,032
15	新潟	1	3	14	18	7,890	3,616	11,506
16	富山	1	0	11	12	4,521	159	4,680
17	石川	1	1	10	12	7,085	28	7,113
18	福井	1	2	7	10	5,984	64	6,048
19	山梨	1	3	7	11	5,123	745	5,868
20	長野	2	8	14	24	16,303	1,210	17,513
21	岐阜	1	3	10	14	12,083	2,395	14,478
22	静岡	1	3	12	16	12,757	726	13,483
23	愛知	1	6	12	19	10,982	1,178	12,160
24	三重	2	1	14	17	11,101	342	11,443
25	滋賀	1	6	7	14	11,895	110	12,005
26	京都	2	6	9	17	11,849	1,165	13,014
27	大阪	2	4	12	18	11,755	2,530	14,285
28	兵庫	2	7	9	18	11,537	1,583	13,120
29	奈良	1	2	7	10	7,423	0	7,423
30	和歌山	1	5	4	10	6,877	222	7,099
31	鳥取	1	0	9	10	5,628	591	6,219
32	島根	1	7	6	14	12,453	1,331	13,784
33	岡山	2	8	5	15	15,152	314	15,466
34	広島	2	6	20	28	15,603	3,003	18,606
35	山口	1	3	10	14	7,990	90	8,080
36	徳島	1	2	3	6	4,988	214	5,202
37	香川	2	8	4	14	14,271	647	14,918
38	愛媛	1	3	2	6	7,784	272	8,056
39	高知	1	4	6	11	11,409	438	11,847
40	福岡	2	12	7	21	22,461	395	22,856
41	佐賀	1	5	7	13	10,849	32	10,881
42	長崎	1	7	8	16	11,306	1,822	13,128
43	熊本	2	6	10	18	16,487	740	17,227
44	大分	2	5	10	17	14,477	1,386	15,863
45	宮崎	1	9	7	17	15,651	271	15,922
46	鹿児島	1	8	3	12	9,564	2,148	11,712
47	沖縄	2	4	12	18	13,003	776	13,779
	計	67	223	437	727	541,150	40,475	581,625

(注) 嘱託保健師(雇用契約(月15日~18日稼働))
健康指導保健師(委嘱契約(月6日~14日稼働))

医療制度改革における生活習慣病対策の推進について

- 近年、我が国では、中高年の男性を中心に、肥満者の割合が増加傾向にあるが、肥満者の多くが、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の危険因子を複数併せ持ち、危険因子が重なるほど心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大する。
- こうした内臓脂肪型肥満に着目した「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」の概念を導入し、国民の運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向け（「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」）、国民や関係者の「予防」の重要性に対する理解の促進を図る「健康づくりの国民運動化」を推進するとともに、必要度に応じた効果的な保健指導の徹底を図る「網羅的・体系的な保健サービス」を積極的に展開する。

<具体的な取組>

健診・保健指導の重点化・効率化

- 内臓脂肪症候群等の予備群に対する保健指導を徹底するため、健診機会の段階化により予備群の確実な抽出を図るとともに、健診の結果を踏まえ、保健指導の必要度に応じた対象者の階層化を図り、動機付けの支援を含めた保健指導プログラムの標準化を図る。

医療保険者による保健事業の取組強化

- 健診未受診者の確実な把握、保健指導の徹底、医療費適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価といった観点から、医療保険者による保健事業の取組強化を図る。
→ 医療保険者に糖尿病等の予防に着目した健診・保健指導の実施を義務付け

都道府県の総合調整機能の発揮と都道府県健康増進計画の内容充実

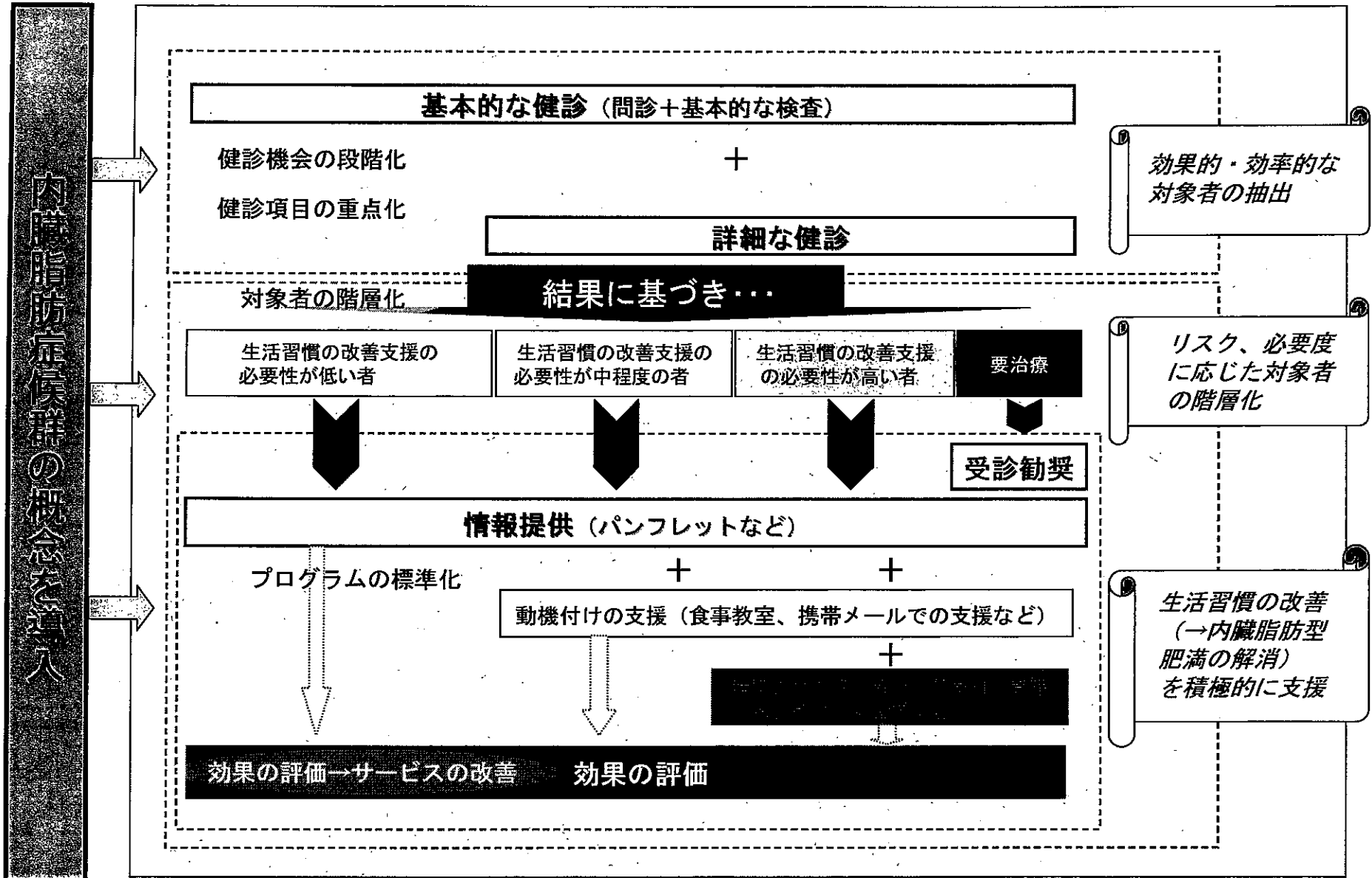
- 都道府県が総合調整機能を発揮し、明確な目標の下、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが必要。
このため、都道府県健康増進計画について、地域の実情を踏まえ、糖尿病等の有病者・予備群の減少率や糖尿病等の予防に着目した健診・保健指導の実施率等の具体的な数値目標を設定し、関係者の具体的な役割分担と連携方策を明記するなど、その内容を充実させ、総合的な生活習慣病対策の推進を図る。

糖尿病等の有病者・予備群の減少
<国民の健康増進・生活の質の向上>



中長期的な医療費の適正化

保険者による健診及び事後指導サービス体系のイメージ



医療保険者による後期高齢者医療支援金の加算・減算

平成20年度
健診・保健指導
事業の義務化



平成25年度
後期高齢者医療支援金の
加算・減算を開始
(以降、毎年度)



<加算・減算の方法>

① 目標の達成状況の数値化

○ 基となるデータ

- ・健診データの把握率
- ・保健指導の実施率
- ・目標設定時と比べた内臓脂肪型肥満に起因する生活習慣病患者・予備群の減少率

② 各医療保険者(政管等は各都道府県支部ごと)間の数値を比較し、高い保険者については後期高齢者医療支援金の減算、低い保険者については加算を行う。

医療保険者全体を通じた減算額と加算額は同額。